

年 組

保護者様

練馬区立三原台中学校

お子様が下記の感染症にかかった場合は、余病の併発と他人への感染予防のため、学校保健安全法の規定により「出席停止」となります。※「出席停止」の場合は、欠席にはなりません。

なお、医師により登校許可の診断が出された後は、下記の「登校届」を保護者が記入し、学校に提出してください。

種別	学 校 感 染 症 と 出 席 停 止 の 基 準		
	病 名	出 席 停 止 の 期 間	
第一種	鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで（病気がなおるまで）	
第二種	インフルエンザ	発症した後5日、かつ、解熱した後2日経過するまで	
	百日咳	特有の咳がとれるまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹（はしか）	熱が下がってから3日経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふく）	耳、顎または舌の下が腫れ出した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風疹（三日はしか）	発疹が消えるまで	
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで	
	咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状がなくなったあと2日経過するまで	
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日、かつ、症状が軽快した後1日経過するまで（無症状の場合は検体を採取した日から5日を経過するまで）	
	結核	病状により学校医、専門医により感染の恐れがないと認められるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎		
第三種	腸管出血性大腸菌感染症（O-157等）	病状により学校医、専門医により感染の恐れがないと認められるまで。	
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	コレラ ・ 細菌性赤痢		
	溶連菌感染症		
	ウイルス性肝炎		
	手足口病		
	伝染性紅斑		
	マイコプラズマ感染症		
	感染性胃腸炎（ノロウイルス等）		
	その他（ ）		

※出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、登校時のマスク着用にご協力をお願いいたします。

キ リ ト リ

登 校 届

令和 年 月 日

学 校 長 様

病 名 _____

病（医）院名 _____

上記の疾病について、____月____日____からの加療の結果、医師より登校許可の診断が出されたので

____月____日____から登校いたします。

年 組 生徒名 _____

※ 保護者が記入して、学校へ提出してください。

保護者名 _____